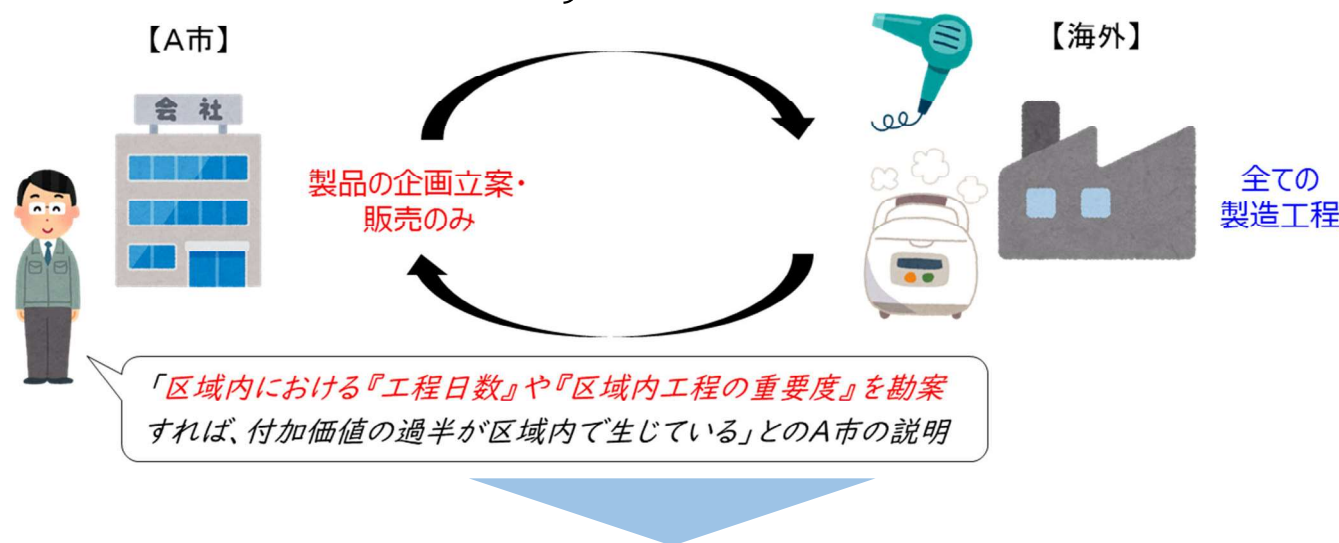


② 「付加価値基準」における算出方法の明確化等

現状

- 製品等の返礼品は、区域内で「相応(過半)の付加価値が生じている」ことを要件。
- **付加価値の算出方法は地方団体により様々**となっているための以下のような課題あり。
 - ・ 同じ製品等について複数の団体が自らの地場産品と主張できる
 - ・ 真に区域内で付加価値の過半が生じている地場産品か疑義のある事例あり

〔 疑義のある付加価値算出方法の例 〕



見直内容 <R8指定(R8年10月)から適用>

- 付加価値割合の算出方法について、**価格に基づく算出を原則**とする。
- 製造・加工品等の返礼品について、当該返礼品の製造等を行う者が**価値の過半が区域内で生じたことを証明**するとともに、**返礼品提供開始日までに地方団体がその証明事項を一覧で公表**。

② 「付加価値基準」における算出方法の明確化等(公表イメージ・算出方法)

公表イメージ

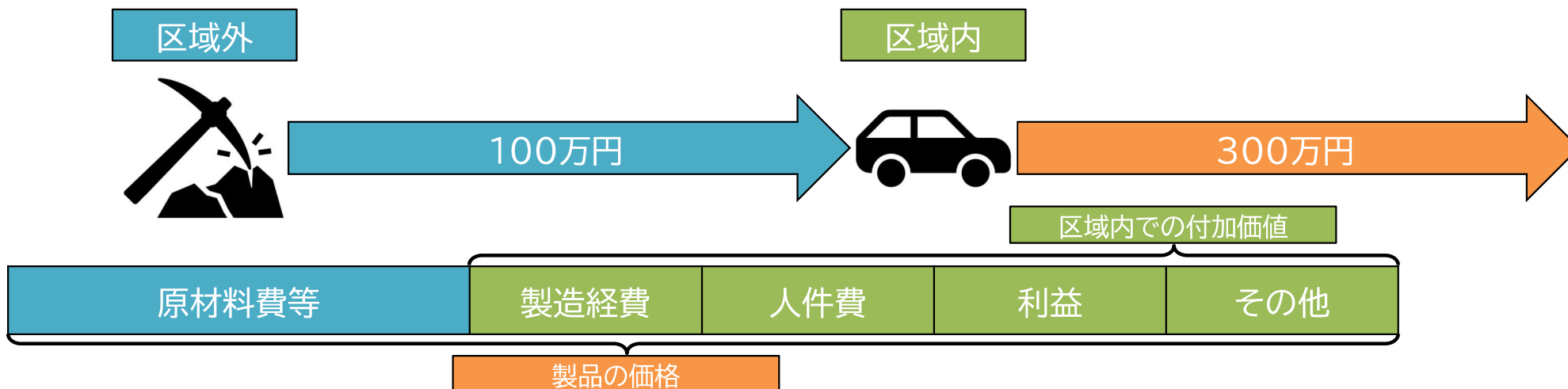
返礼品等の 名称	区域内において 生じた価値の 割合(%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※				返礼品等の 製造・加工地	地方団体に おける 調達費用	一般 販売 価格
		標準的な 算出方法	その他の算出方法		その他の 算出方法とする 理由			
			その他の 算出方法の詳細					
〇〇 ドライヤー	●●%		○	〇〇	〇〇	中国	●●円	◆◆円
自動車	▲▲%	○				■市	〇〇円	▼▼円

区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法

算式 $(A - B) / A$

算式の符号 A: 当該地方団体による返礼品等の調達費用

B: 当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用



$$(300\text{万円} - 100\text{万円}) / 300\text{万円} = 0.66\cdots$$

区域内において生じた価値の割合：**66.7%**